

第1回宝達志水町青少年国際交流推進実行委員会

日 時 令和元年5月21日(火) 午後7時

場 所 さくらドーム21 2階 第2会議室

次第

- 1 開会あいさつ 委員長
- 2 委員の紹介について
- 3 報 告
 - (1) 平成31年度青少年国際交流推進事業参加者募集要領について
 - (2) 平成31年度青少年国際交流推進事業計画について
- 4 議 件
 - (1) 派遣団員及び引率者の決定について
 - (2) その他
- 5 閉 会

【配布資料】

- 資料1 宝達志水町青少年国際交流推進実行委員会委員名簿
 - 資料2 平成31年度青少年国際交流推進事業実施要項
 - 資料3 平成31年度青少年国際交流推進事業参加者募集要領
 - 資料4 平成31年度青少年国際交流推進事業計画
 - 資料5 参加申込書等 10名分(事前配付済み)
- 宝達志水町青少年国際交流推進実行委員会規則
平成31年度青少年国際交流推進事業概要パンフレット

宝達志水町町民憲章

私たちの宝達志水町は、恵まれた自然の中で先人のたゆまぬ努力によって築かれた町です。

この歴史と伝統を重んじ、活力に満ちたまちづくりをめざし、ここに町民憲章を定めます。

- － 豊かな自然を愛し、安全で住みよいまちをつくります。
- － みんなで支え合う、魅力あるまちをつくります。
- － 健康を増進し、生きがいを持てるまちをつくります。
- － 教養を高め、うるおいのあるまちをつくります。
- － 産業を振興し、活力あるまちをつくります。

宝達志水町青少年国際交流推進実行委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
顧 問	寶達 典久	宝達志水町長
顧 問	柴田 捷	宝達志水町議会議長
委員長	北山 茂夫	宝達志水町教育委員会教育長
委 員	松田 健太	宝達志水町教育委員会教育長職務代理者
委 員	向瀬 泰興	宝達志水町社会教育委員議長
委 員	西住 昭真	宝達志水町立宝達中学校長
委 員	水内 泉	宝達志水町立宝達中学校 PTA 総務委員長
委 員	葉佐 玲子	宝達志水町立宝達中学校 PTA総務副委員長
委 員	横山 尚	学識経験者

任期：令和2年3月31日まで

●担当事務局職員名簿

氏 名	役 職	連 絡 先
定 免 敏 彦	生涯学習課長	宝達志水町教育委員会 生涯学習課 TEL 29-8320 FAX 29-2333
浅 川 治 世	生涯学習課長補佐	
丸 山 恵 里 香	生涯学習課主事	

平成31年度宝達志水町青少年国際交流推進事業

実施要項

I 名称

平成31年度宝達志水町青少年国際交流推進事業

II 目的

町の将来を担う青少年の海外派遣や交流先の青少年の受け入れなど、外国の人々との親善交流を通して青少年の国際感覚を養うとともに、国際化に対応できる人材の育成を図ることを目的とする。

III 主催

宝達志水町・宝達志水町教育委員会

IV 事業の概要

1 派遣事業

(1) 派遣先及び派遣期間等

<派遣先> オーストラリア連邦サンシャインコースト市（ヌーサ）

<派遣期間> 2019年8月9日（金）～8月19日（月）11日間

<日 程> （変更する場合あり） ※ GSLC…グットシェパード・ルーゼラン校

日次	月/日(曜)	場 所	時 間	内 容	宿 泊 先
1日目	8/9(金)	宝達志水町出発 小松空港	午前 午後	陸路小松空港へ 空路羽田空港・成田空港を經由し、 ブリスベンへ	機内
2日目	8/10(土)	ブリスベン空港 ヌーサ	午前	陸路ヌーサへ ホストファミリーと対面(GSLC)・行動	ヌーサ (ホームステイ)
3日目	8/11(日)	ヌーサ	終日	ホストファミリーと行動	
4日目 } } 7日目	8/12(月) } } 8/15(木)	ヌーサ	終日	GSLCに体験入学	
8日目	8/16(金)	ヌーサ	終日	GSLCに体験入学 お別れパーティー	
9日目	8/17(土)	ヌーサ ブリスベン空港 シドニー国際空港	午前 午後	ホストファミリーと別れ、陸路ブリスベン空港へ 空路シドニーへ シドニー市内視察	シドニー 市内ホテル
10日目	8/18(日)	シドニー国際空港	夕方	シドニー市内視察 陸路シドニー国際空港へ 空路羽田空港へ	機内
11日目	8/19(月)	羽田空港 小松空港 宝達志水町到着	午前	空路、小松空港へ 陸路宝達志水町へ 宝達志水町到着	

- (2) 派遣人員
町内在住の中学生及び高校生10名以内とする。
- (3) 引率人員
宝達中学校教職員及び行政職員等3名の予定。
- (4) 募集及び選考
団員の募集は、別に定める「参加者募集要領」により、町ホームページ等を通じて、また、宝達中学校に依頼して行う。
町青少年国際交流推進実行委員会において、応募書類の内容を審査し、募集人員内で団員を選考する。
- (5) 事前及び事後研修等
団員として内定した者には、団員としての心構えと団体生活・団体行動の基本及び訪問国に関する知識を習得させ、事業の目的が十分に達成できるよう事前研修を行う。
また、事業の成果を集約し、国際親善を促進するための事後研修を行う。さらに、事業終了後、団員のレポート等を集録した研修報告書を作成する。
(※研修日程等の詳細に関しては、後日内定者に案内する)
- (6) 参加者負担金
150,000円とする。
(※当該費用には、旅券取得手数料、海外旅行傷害保険料等は含まれない。なお、参加者の都合によるキャンセル料は、参加者の負担となる)
- (7) その他
ア 宝達志水町は、本事業の実施に際して団員1人当たり1千万円の旅行傷害保険（死亡、後遺症のみ）に加入する。
イ 渡航手続き等は旅行会社に委託するが、旅行条件については、旅行業法・旅行社旅行契約及び約款による。
ウ 団員が内定した後であっても、疾病、事故その他の理由により参加が不相当と認められたときは、団員の内定を取り消すことがある。
エ 国際情勢によっては、派遣を見合わせることもある。

2 受入事業 受入期間 2019年12月9日（月）～12月15日（日）7日間

V 事務局（担当課）

宝達志水町教育委員会 生涯学習課

TEL 0767-29-8320

FAX 0767-29-2333

E-mail life-study@town.hodatsushimizu.lg.jp

平成 31 年度宝達志水町青少年国際交流推進事業

参加者募集要領

1 名 称 平成 31 年度宝達志水町青少年国際交流推進事業

2 目 的

町の将来を担う青少年を海外に派遣し、外国の人々との親善交流や海外生活などを通して、青少年の国際感覚を養うとともに、国際化に対応できる人材の育成を図ることを目的としています。

3 派遣先及び派遣期間等

(1) オーストラリア

ア 派遣先 オーストラリア連邦サンシャインコースト市（ヌーサ）

イ 派遣期間 2019年8月9日（金）～8月19日（月）11日間

ウ 日 程 （変更する場合あり） ※GSLC…グットシェパード・ルーゼン校

日 次	月/日(曜)	場 所	時 間	内 容	宿 泊 先
1 日 目	8/9(金)	宝達志水町出発 小松空港	午前 午後	陸路小松空港へ 空路羽田空港・成田空港を經由し、 ブリスベンへ	機内
2 日 目	8/10(土)	ブリスベン空港 ヌーサ	午前	陸路ヌーサへ ホストファミリーと対面(GSLC)・行動	ヌーサ (ホームステイ)
3 日 目	8/11(日)	ヌーサ	終日	ホストファミリーと行動	
4 日 目 } } 7 日 目	8/12(月) } } 8/15(木)	ヌーサ	終日	GSLCに体験入学	
8 日 目	8/16(金)	ヌーサ	終日	GSLCに体験入学 お別れパーティー	
9 日 目	8/17(土)	ヌーサ ブリスベン空港 シドニー国際空港	午前 午後	ホストファミリーと別れ、陸路ブリスベン空港へ 空路シドニーへ シドニー市内視察	シドニー 市内ホテル
10 日 目	8/18(日)	シドニー国際空港	夕方	シドニー市内視察 陸路シドニー国際空港へ 空路羽田空港へ	機内
11 日 目	8/19(月)	羽田空港 小松空港 宝達志水町到着	午前	空路、小松空港へ 陸路宝達志水町へ 宝達志水町到着	

※上記日程については変更する場合があります。

4 応募資格

- (1) 町内在住の中学生及び高校生
- (2) 心身共に健康で協調性に富み、規律ある団体行動ができる者
- (3) 海外派遣の体験を生かし、帰国後も地域や学校で指導的役割を果たす意欲がある者
- (4) 派遣について保護者の承諾が得られている者
- (5) 原則として、全研修会（事前約8回・事後約2回）に参加できる者

- (6) 12月に来町予定のヌーサ研修生のホストファミリーとなり、町の国際交流事業でホームステイなどの受け入れに協力できる者
- (7) 同一年度に兄弟姉妹で応募できない。
- (8) 宝達志水町青少年国際交流推進事業に参加したことがある者は応募できない。

5 募集人員 10名以内

6 応募受付期間 2019年4月10日（水）から 5月10日（金）まで

7 応募方法及び提出先

募集期間内に次の書類を各1通、生涯学習課まで提出してください。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 健康調査書（様式2）
- (3) アンケート（様式3）
- (4) 作文（400字詰め原稿用紙2枚程度）
 - 内容①応募の動機 ②派遣先で体験してみたい内容
 - ③帰国後、体験を活かし、地域や学校でどのようなことができるか上記の3つを必ず作文の中に入れてください。

8 選考及び決定

実行委員会において応募書類の内容を審査し、募集人員内で団員を決定します。

9 参加者負担金 150,000円とします。

（※当該費用には、旅券取得料、海外旅行傷害保険料等は含まれませんので、必ず保険加入願います。なお、参加者の都合によるキャンセル料は、参加者の負担となります）

10 受入事業 受入期間 2019年12月9日（月）～12月15日（日）7日間

11 その他

- (1) 団員の内定が決定した後であっても、疾病、事故その他の理由により参加が不相当と認められたときは、団員の内定を取り消すことがあります。この場合、キャンセル料がかかる場合があります。
- (2) 国際情勢によっては、派遣を見合わせることもあります。

12 お問い合わせ先

〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1

宝達志水町教育委員会 生涯学習課

TEL 0767-29-8320 / FAX 0767-29-2333

（ただし、平日午前8時30分から午後5時15分までとし、土・日曜日、祝日を除きます。）

平成31年度宝達志水町青少年国際交流推進事業（派遣事業）

参加申込書

受付日 2019年 月 日

■太枠内に必要事項を記入してください。

		派遣先	オーストラリア
(ふりがな) 応募者氏名			
生年月日	平成 年 月 日 (満 歳)		
性別	男 ・ 女		
現住所	〒929- _____ 宝達志水町 番地 (電話番号 _____)		
学校・学年	中学校・高校 年在学		
保護者	氏名		本人との 続柄
	住所	〒929- _____ 宝達志水町 番地	緊急連絡先 (携帯電話)

写真貼付欄
縦4.5cm×横3.5cm

平成31年度宝達志水町青少年国際交流推進事業（派遣事業）に参加したいので、関係書類を添えて応募いたします。

2019年 月 日

宝達志水町教育委員会

教育長 山岸 芙美 殿

本人署名 _____

上記の者が、平成31年度宝達志水町青少年国際交流推進事業（派遣事業）に応募することに同意いたします。なお、参加が決定した場合、研修中は引率指導員の指示に従い、団員としての自覚を持たせ、他人に迷惑をかけないよう団体生活の規則を守らせることを約束します。

また、不慮の事故等に遭遇した場合は、貴委員会の指示に従うことを約束します。

保護者署名 _____

平成 3 1 年度宝達志水町青少年国際交流推進事業（派遣事業）

健 康 調 査 書

氏 名		生年月日	平成 年 月 日	年 齢	歳
住 所	宝達志水町 番地				
①身 長		. cm	③血 液 型	型	
②体 重		. kg	④身 体 状 況	強い・普通・弱い	
⑤既 往 症	・あり (1) 肺結核 (歳) (2) 腹膜炎 (歳) (3) 気管支炎・ぜん息 (歳) (4) 心臓疾患 (歳) (5) 腎 炎 (歳) (6) てんかん (歳) (7) その他 () (歳) ・なし				
⑥アレルギ－	・あり () ・なし				
⑦乗り物酔い	・あり () ・なし				
⑧身体的不自由	・あり () ・なし				
⑨睡 眠	・睡眠 (よく眠れる・あまり眠れない) ・寝起き (よい・わるい)				
⑩かかり易い病気	・あり () ・なし				
⑪常時服用して いる 薬	・あり ・なし ※具体的な服用方法を記入してください。()				
⑫そ の 他 (治療中の疾患等)					

(注) 該当事項を○で囲み、空欄に必要事項を記入してください。

宝達志水町教育委員会

教育長 山 岸 芙 美 殿

現在の健康状態について上記のとおり相違ありません。

2 0 1 9 年 月 日

本人署名 _____

保護者署名 _____

平成31年度宝達志水町青少年国際交流推進事業（派遣事業）

アンケート

_____中学校・高校 _____年 氏 名

1 学校内外の活動について

(1) 生徒会役員や学級役員をしていますか。あるいはしたことがありますか。いずれかに○をつけてください。している（したことがある）と回答した方は、その内容を具体的に書いてください。

・している（したことがある）

内 容（ _____ ）

・していない（したことがない）

(2) どのような部活動をしていますか。

部活動名と部内での役割があれば書いてください。

部活動名（ _____ ）

役 割（ _____ ）

(3) どのようなボランティア活動をしていますか。あるいはしたことがありますか。その内容を具体的に書いてください。

内 容（ _____ ）

2 ホームステイ体験・外国での生活体験について

(1) これまでに海外へ行ったことがありますか。いずれかに○をつけてください。行ったことがあると回答した方は、国名とその内容を具体的に書いてください。

・行ったことがある 国 名（ _____ ）

内 容（ _____ ）

・行ったことがない

(2) これまでにホームステイの受け入れをしたことがありますか。

いずれかに○をつけてください。

・したことがある

・したことがない

(3) 派遣先でホームステイを体験する予定ですが、どんな点に気を配ろうと思いますか。その内容を箇条書きでいくつか書いてください。

•
•
•
•
•

(4) 派遣先の学校に体験入学をする予定ですが、どのような体験がしたいですか。その内容を具体的に書いてください。

(5) 派遣先で日本の文化を紹介するとしたら、何をどのように紹介しますか。あなたのアイデアを具体的に書いてください。

内 容：
方 法：

(6) ニューサ研修生のホストファミリーとして受入期間中にどんなことをしたいですか。あなたのアイデアを具体的に書いてください。

ご協力ありがとうございました。

平成31年度宝達志水町青少年国際交流推進事業計画

月 日	事 業 名	開催場所	対象	事 業 内 容
4月10日 ～5月10日	参加者募集及び 要領の配布	宝達中学校及び 広報・町HP等		・参加者募集要領を配布、受付
5月21日	第1回実行委員会	生涯学習センター	実行委員	・事業実施要項について ・参加者募集要領について ・事業計画について ・派遣団員及び引率者の決定
6月3日	第1回事業説明会	生涯学習センター	団員 保護者	・旅券申請及び海外旅行について ・派遣事業及び研修会の日程について
6月～7月	事前研修会 (8回程度を予定)	生涯学習センター (研修内容により 会場が異なる場合 があります)	団員	《主な研修内容》 ・目標設定 ・日本文化の発表練習 ・交流を深めるための英会話 (ALTとの対話レッスン等)
7月30日	第2回事業説明会	生涯学習センター	団員 保護者	・現地情報及び荷物の取扱い等について ・旅行保険について
8月9日	結団・出発式	宝達志水町役場	団員 保護者 実行委員	・挨拶ほか
8月9日 ～19日	派遣事業	オーストラリア (ヌーサほか)	団員	・ゲッド・シェパード・ルゼラン校での体験入学 ・ホームステイによる親善交流
8月19日	帰着・解団式	宝達志水町役場	団員 保護者	・挨拶ほか
9月～10月	派遣事後研修会 (2回程度を予定)	生涯学習センター	団員	・報告書の作成準備 (写真、資料、体験レポートなどの編集) ・報告会の準備
10月～11月	派遣事業報告会 (学校公開日等)	宝達中学校等	団員	・団員による事業報告
11月中旬	ホストファミリー 打ち合わせ会 (受け入れ事業)	生涯学習センター	団員 保護者	・ヌーサ研修生及びホストファミリーについて ・受け入れ日程(プログラム)について ・ホームステイの留意事項について
12月9日 ～12月15日	ヌーサ研修生 受け入れ事業	町内	団員 保護者	・ホームステイによる交流 ・宝達中学校での体験入学 ほか
2月中	第2回実行委員会	生涯学習センター	実行委員	・平成31年度事業報告 ・令和2年度事業実施要項(案)について ・令和2年度参加者募集要領(案)について ・令和2年度事業計画(案)について ほか

※ 上記の日程や場所、内容については、変更になることがあります。

また、研修の進捗状況により事前研修・事後研修の開催回数が増える場合があります。

○宝達志水町青少年国際交流推進実行委員会規則

平成17年3月1日

教育委員会規則第12号

(設置)

第1条 青少年の国際交流を推進し、及び効果的に国際感覚を身につけさせるため、宝達志水町青少年国際交流推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実行委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 前項の委員は、本町に在住し、又は在勤する青少年の国際交流に関し識見があると教育委員会が認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 前項第1号に定める委員長は、教育長をもって充てる。

3 前項第2号に定める副委員長は、委員長が選任する。

(役員職務)

第5条 前条第1項第1号に定める委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 前条第1項第2号に定める副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問及び参与)

第6条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 前項に定める顧問及び参与は、必要に応じ会議に出席し、意見を述べるができる。

(会議)

第7条 実行委員会は、次に掲げる事項を審議の上、決定する。

(1) 事業計画の決定及び事業報告に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、重要事項

2 実行委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

3 実行委員会の審議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(事務局)

第8条 実行委員会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。